

新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金【第2弾】

国の緊急事態宣言を受け、県の要請に応じて営業時間の短縮に御協力頂いた事業者に対し、下記のとおり県と市町が共同で協力金を支給します。

【対象期間】 ① 1月15日（金）20時から2月7日（日）24時までの全24日間

② 1月16日（土）20時から2月7日（日）24時までの全23日間

※営業時間短縮の準備をできた店舗から始めていただけるよう、対象期間を2種類としました。

【対象地域】 県全域

【対象店舗】 以下の要件を全て満たす店舗

- ・ 飲食店（カラオケ店を含む）
- ・ これまで20時から翌朝5時までの間、営業していた店舗で、対象期間の全ての営業時間を5時から20時までに短縮した店舗（ただし、酒類の提供は11時から19時まで）
- ・ 「新型コロナ感染防止対策取組宣言」を行い、「ステッカー」等を掲示している店舗

【支給額】 ①の場合 1店舗あたり 144万円

②の場合 1店舗あたり 138万円

【申請方法】 インターネット又は郵送

【受付期間】 2月8日（月）～3月5日（金）（消印有効）

※詳細については、県HP（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/kyoryokukin.html>）をご覧ください。



新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金【第1弾】 の変更について

第1弾（宇都宮市の酒類を提供する店舗）は、以下のとおり変更します。

- 【対象期間】 第1弾
- ① 1月8日（金）20時から1月22日（金）24時までの全15日間
→ 1月8日（金）20時から1月14日（木）24時までの全7日間
 - ② 1月9日（土）20時から1月22日（金）24時までの全14日間
→ 1月9日（土）20時から1月14日（木）24時までの全6日間
 - ③ 1月10日（日）20時から1月22日（金）24時までの全13日間
→ 1月10日（日）20時から1月14日（木）24時までの全5日間

第2弾 1月15日（金）20時から2月7日（日）24時までの全24日間

- 【支給額】
- ①の場合 1店舗あたり 60万円 → 28万円（第1弾）、144万円（第2弾）
 - ②の場合 1店舗あたり 56万円 → 24万円（第1弾）、144万円（第2弾）
 - ③の場合 1店舗あたり 52万円 → 20万円（第1弾）、144万円（第2弾）

- 【受付期間】
- 第1弾 1月25日（月）～2月19日（金）（消印有効）
 - 第2弾 2月8日（月）～3月5日（金）（消印有効）